

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（県立学校人事課）

一 趣旨

県立高等学校十二校の統合をするための改正

二 内容

- (一) 埼玉県立和光高等学校と埼玉県立和光国際高等学校を統合し、埼玉県立和光国際高等学校とする。
- (二) 埼玉県立岩槻高等学校と埼玉県立岩槻北陵高等学校を統合し、埼玉県立岩槻高等学校とする。
- (三) 埼玉県立秩父高等学校と埼玉県立皆野高等学校を統合し、埼玉県立秩父高等学校とする。
- (四) 埼玉県立越生高等学校と埼玉県立鳩山高等学校を統合し、埼玉県立越生翔桜高等学校とする。
- (五) 埼玉県立八潮高等学校と埼玉県立八潮南高等学校を統合し、埼玉県立八潮フロンティア高等学校とする。
- (六) 埼玉県立浦和工業高等学校と埼玉県立大宮工業高等学校を統合し、埼玉県立大宮科学技術高等学校とする。

三 施行期日

令和八年四月一日